

第1章 中間評価にあたって

1. 中間評価の実施及び見直しの趣旨と背景

急速な少子高齢化の進行、がんや心血管疾患等の生活習慣病の増加など疾病構造の変化、さらには市民の健康や医療に対する意識、健康危機管理の必要性の高まりなどを背景とした保健・医療・健康に対する市民のニーズの多様化・高度化など、保健医療を取り巻く環境は大きく変化しています。

特に少子高齢化の進行については、今後も続くとされており、本市の高齢者人口は、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年には、平成27(2015)年の約1.19倍(高齢化率は26.8%)、令和22(2040)年には約1.43倍(高齢化率は32.2%)に達すると予測されています。

※国立社会保障・人口問題研究所データを基に計算

今後も医療や介護を必要とする人々の増加、それに伴う医療費の増大などが懸念され、それと同時に、ひとりひとりの健康や医療に対する意識が、今まで以上に高まることが予想されます。

これらのことから、すべての市民が将来にわたって安心して必要な医療を受けることができるように、「小山の地域医療を守り育てる条例(平成26年9月策定)」に基づき、平成28年3月に策定した本計画は市(行政)、市民、医療機関及び事業者等の果たすべき責務を明らかにし、地域全体で限りある資源を守り育てていく総合的かつ具体的な推進を図るためのものです。

本計画のこれまで3年間の取り組みについて進捗状況と評価を行い、国や県の方向性の変化を反映させ、最終年度の令和4年度までの計画を見直すことといたしますので、以下に報告します。

2. 計画の期間と位置づけ

本計画は平成28年度から令和4年度までの7年間を計画期間とし、4年目(平成31年度)に計画の中間評価を行うとともに、計画の終期となる4年度までの計画を定め具体的に推進していきます。国や県の方向性や小山市を取り巻く社会環境に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うものとしています。本計画期間終了年度には、計画の最終評価を行い、次期計画に向けての指標としてフィードバックし、新たな計画づくりに取り組みます。

また、この計画は、次の性格を持つものです。

- (1) 小山市の地域医療に関する施策の総合的かつ具体的な推進を図るための指針となる計画
- (2) 「小山市総合計画」を最上位計画とし、「第2次健康都市おやまプラン21」を上位計画とする計画
- (3) 「小山市歯科保健計画」「すこやか長寿プラン」「小山市子ども・子育て支援事業計画」「小山市地域福祉計画」、その他保健、医療、福祉、介護に関する諸計画と調和が保たれた計画

3. 基本理念と基本方針（本計画 54 ページ参照）

本計画は、小山市の地域医療を守り育てる条例の目的と理念に沿って、すべての市民が将来にわたって安心して必要な医療を受けることができるように展開します。

【基本理念】

市、市民、医療機関等及び事業者等の果たすべき責務を明らかにし、市民が安心して必要な医療サービスを受けることができる地域完結型医療体制を確立することにより、良質な医療を安定的に受けることのできる地域社会を実現することをめざします。

みんなで守り育てる小山の地域医療
～地域完結型医療体制の構築～

《基本方針》

1 安心して受けられる小山の医療の充実

全ての市民が将来にわたって安心して必要な医療を受けることができるためには、地域完結型医療体制の構築が重要です。そのためには、救急医療や在宅医療に対応できる 24 時間医療体制の充実、医療と介護の連携（地域包括ケアシステム）、周産期医療・小児医療の充実、回復期リハビリテーション機能の整備など、地域の中で完結できる医療機能を整備していくとともに、災害時にも対応できる医療提供体制の整備も必要です。

2 良質な医療を受けるためのネットワークの構築

地域完結型医療体制の構築が進めば、良質な医療を安定的に受けることができる地域社会の実現につながりますが、その 1 つ 1 つの医療機能の向上も大変重要です。機能連携、施設連携による地域完結型医療体制の充実、顔の見える多職種による連携会議の開催や、県南保健医療圏や近隣市町との連携体制の充実、医療従事者を育成するための教育・研修環境の整備が必要です。

3 地域医療を守り育てる意識の醸成

地域医療を守り育てるためには、地域完結型医療体制と安全で良質な医療が受けられる体制の整備を実現すると共に、医療を受ける側の意識の醸成が大変重要なものとなります。市では、地域医療に関する情報を発信するとともに、かかりつけ医を持つことや自身への健康意識の醸成を図り、市民、医療関係者、事業者、市が一体となって地域医療に取り組む体制づくりを構築するなど、地域を挙げて取り組む地域医療への意識を育みます。市民自ら健康への意識を高めていくことで限りある医療資源を守ることに繋げることに努めます。

基本理念の実現のために、①周産期医療・小児医療の充実 ②健康づくり、病気の予防啓発 ③在宅医療の整備充実 ④地域医療に対する意識の醸成 の 4 つを重点項目に掲げます。